

勞働關係調整法案要綱

第一總則

- 一、勞働爭議は原則として、当事者の努力により、予防解決するものとし、政府は右自主的努力に助力を與へることを本旨とする。
- 二、勞働爭議とは、労資の意見一致せず、爭議行為の発生して居り又は発生の虞ある状態を謂ふものとし、爭議行為とは、当事者が其の主張貫徹の爲めにする行為であつて、業勢の正常なる運営を阻害するものを謂ふこと。
- 三、公益事業とは、公衆の日常生活に缺くことの出来ないもので、運輸、郵便、電信、電話、水道、電気、瓦斯、医療及公衆衛生の事業とし、尚中央労働委員会の決議により、主務大臣において追加指定し得ること。

第二斡旋

- 一、労働委員会は学識経験ある者を、予め斡旋員候補者に委嘱して置いて、労働争議が発生したときは、必要に應じ、右候補者中より適當な者を斡旋員に指名しこれを派遣すること。
- 二、斡旋員は、当事者の自主的和解を斡旋すること。

第三調停

- 一、労働委員会は労働争議の当事者双方の意思の合致に基き、調停をなすの外、公益事業に関する事件及これに準ずる事件については職權により調停をなし得ること。
- 二、労働委員会による調停は原則として同会の委員中より選ばれた者を以て構成する調停委員会として、これに當らしめる。
- 三、調停委員会は当事者双方の意見を聽き調停案を作成して、当事者にその受諾を勧告すること。

第四仲裁

一、労働委員会は、労働争議の当事者双方の意思の合致に基き仲裁をなすこと。

二、仲裁裁定は労傷協約と同一の效力を有すること。

第五 爭議行為等の制限禁止

一、安全保持の施設の維持又は運行を停摩し又はこれを妨げる行為は正当でない争議行為とすること。

二、公益事業に関しては、調停申請、又は強制調停開始後三七日を経なければ争議行為をなすこととは出来ないこと。

三、~~警察官吏~~ 消防職員、監獄職員又は現業以外の行政若しくは司法事務に従事する官公職員は争議行為をなすことが出来ないこと。

四、前二号の規定の違反があつた場合には、当の責任者は、一萬圓以下の罰金に處すること。

五、使用者は労働者が、争議行為をなしたことを理由として解雇その他

不利益な取扱をすることが出来ないこと。但し労働委員会の同意があつたときは、この限りでないこと。

六、調停又は仲裁手続の公正を進行を妨げる者は退場を命ずることが出来ること。

第六 労働組合法の一部改正

労働組合法第十一條第一項は、現在労働組合員であることを理由として解雇その他不利益な取扱をすることが出来ないこととなつて居るが労働組合を結成せんとしたこと、及ぶ労働組合の正当な業勢に従事したことを理由としても、解雇其の他の不利益な取扱をすることは出来ないことをすること。

第一章 勞働関係調整法(案)

第一章 総則

第一條 ニの法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を豫防し又は解決して、産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄與することを目的とする。

第二條 労働関係の当事者は、互に労働関係を適正化するやうに、労働協約中に、常に労働関係の調整を図るための正規の機関の設置及びその運営に関する事項を定めるやうに、且労働争議が発生したときは、誠意をもつて自主的にニルを解決するやうに、特に努力しなければならない。

第三條 政府は、労働関係に関する主張が一致しない場合に労働関係の当事者が、これを自主的に調整することに對し助力を與へ、これによつて争議行為をできるだけ防止することに努めなければならぬ。

第四條 ニの法律は、労働関係の当事者が、直接の協議又は團体交渉によつて、労働條件其の他の労働関係に関する事項を定め又は労働関係に関する主張の不一致を調整することを妨げるものでないとともに、又労働関係の当事者

が、かかる努力をする義務を免除するものでない。

第五條 ニの法律によつて労働関係の調整をする場合には、当事者及び労働委員会その他の関係機関は、できるだけ適宜の方法を講じて、事件の迅速な處理を図らなければならない。

第六條 ニの法律において労働争議とは、労働関係の当事者間にあつて、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生しており、又は発生する虞がある状況といふ。

第七條 ニの法律において争議行為とは、同盟罷業、怠業、作業拒否鎖えの他労働關係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに対する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

第八條 ニの法律において公益事業とは、左の事業であつて、公衆の日常生活に缺くことのできないものといふ。

一 運輸事業

二 郵便、電信又は電話の事業

三 水道、電気又は瓦斯供給の事業

四 医療又は公衆衛生の事業

主務大臣は、前項の事業の外、中央労働委員会の決議によつて、業務の停廻が國民經濟を著しく阻害し又は公家の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することが可きる。

前項の中央労働委員會の決議においては、使用者を代表する委員、労働者も代表する委員及び第三者である委員の各々の過半数の同意がなければならぬ。

主務大臣は、第ニ項の規定により公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を官報に告示するの外、新聞、ラジオ等適宜の方法により、公表しなければならない。

第九條 爭議行為が発生したときは、その当事者は、ただちにその旨を労働委員会又は行政官廳に届出なければならない。

第二章 幹旋

第十條 労働委員會は、幹旋員候補者を委嘱し、その名簿を作製して置かなければならぬ。

第十一條 幹旋員は、補有は労識経験を有する者で、この章の規定に基いて労働争議の解決につき援助を與へることができる者でなければならぬが、その労働委員會の管轄区域内に住んでゐる者でなくとも差支へない。

第十二條 労働争議が発生したときは、労働委員會の會長は、關係当事者の双方若しくは一方の申請又は職権に基いて、幹旋員名簿に記されてゐる者の中から、幹旋員を指名しなければならない。但し、労働委員會の同意を得れば、幹旋員名簿に記されてゐない者を臨時の幹旋員に委嘱することもできる。

第十三條 幹旋員は、關係当事者間を斡旋し、双方の主張の要點を確め、事件が解決せしむるやうに努めなければならない。

第十四條 幹旋員は、自分の手では事件が解決されず見込がないときは、その事件から手を引き、事件の要點を労働委員會に報告しなければならない。

第十五條 幹旋員候補者に関する事項は、この章を定めるものの外命令でこれを定める。

第十六條 この章の規定は、労働争議の当事者が、双方の合意又は労働協約

の定により、別の斡旋方法によつて、事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第三章 調停

第十七條 労働組合法第二十七條第一項第三弾の規定による労働委員會による労働争議の調停は、二の各弾の一に該当する場合に、調停を行ふ。

第十八條 労働委員會は、左の各弾の一に該当する場合に、調停を行ふ。
一、關係当事者の双方から、労働委員會に對して、調停の申請がなされたとき。
二、關係当事者の双方又は一方から、労働協約の定に基いて、労働委員會に對して調停の申請がなされたとき。

三、公益事業に関する事件につき、關係当事者の一方から、労働委員會に對して、調停の申請がなされ、労働委員會が、調停を行ふ必要があると決議したとき。

四、公益事業に関する事件につき、労働委員會が職権に基ひて、調停を行ふ必要があると決議したとき。

五、公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きい為若しくは特別の

性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及ぼす事件につき、行政官房から、労働委員會に對して、調停の請求がなされたとき。

前項の規定によつて地方労働委員會又は特別労働委員會の行つた調停が成らなかつたときは、中央労働委員會は、關係当事者の双方若しくは一方がその申請又は職権に基ひて、その事件の調停を行ふことができる。

前項の規定によつて中央労働委員會が職権に基ひて行つた調停は、第一項第五號の事件に限る。

第十九條 労働委員會による労働争議の調停は、使用者を代表する委員、労働者を代表する委員及び第三者である委員から成る調停委員會を設け、これによつて行ひ。

第二十條 調停委員會の、使用者を代表する委員と労働者を代表する委員とは、同数でなければならぬ。

第二十一條 調停委員會の委員は、労働委員會の委員の中から、労働委員會の会長がこれを指名する。但し、左の場合には労働委員會の会長は、労働委員會の委員以外の者で、調停委員會の委員に委嘱することができる。

一、労働委員会の委員以外の者と、使用者を代表する調停委員会の委員と、委嘱することにつき、労働委員会の使用者を代表する委員の同意を得たとき。

二、労働委員会の委員以外の者と、労働者を代表する調停委員會の委員に委嘱することにつき、労働委員会の使用者を代表する委員の同意を得たとき。

三、労働委員会の委員以外の者と、第三者である調停委員会の委員に委嘱することにつき、労働委員会の使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員の各々の過半数の同意を得たとき。

前項規定の規定によつて委嘱された委員は、これを法令によつて公務に従事する職員とみなす。

第二十ニ條 調停委員会に、委員長を置く。委員長は、調停委員会と、第三者である委員の中から選挙する。

第二十三條 調停委員会は、委員長が之を招集し、その議事は、出席者の過半数でこれを決する。

調停委員会は、使用者を代表する委員及び労働者を代表する委員が欠席しなければ、会議を開くこととする。

第二十四條 調停委員会は、期日を定めて、周保当事者の出席を求める。その意見を聽取なければならない。

第二十五條 調停委員会は、調停案を作成して、これを周保当事者に示し、外の者の出席を禁止することができる。

第二十六條 調停委員会は、調停案を作成して、これを周保当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は理由を附してこれを公表することができる。この場合必要があるときは、新聞又はラジオによる協力で請求することができることとする。

第二十七條 公益事業に関する事件の調停については、特に迅速に處理するため、必要な優先的取扱がなされなければならない。

第二十八條 この章の規定は、労働審議の当事者が、双方の合意又は労働争約の定により、別の調停方法によつて事件の解決を図ることを妨げるものではない。

第四章 仲裁

第二十九條 勞働組合法第二十七條第一項又三號の規定による勞働委員會による勞働争議の仲裁は、二の章の定めるとニコニコによる。

第三十條 勞働委員會は、左の各號の一に該当する場合に、仲裁を行ふ。同一開保当事者の双方から、勞働委員會に對して、仲裁の申請がなされた上と。

二、勞働協約に、勞働委員會による仲裁の申請をしなければならぬ旨の定がある場合に、その定に基いて、開保当事者の双方又は一方が、勞働委員會に對して、仲裁の申請がなされたとき。

第三十一條 勞働委員會による勞働争議の仲裁は、特別の委員會を設けることなくこれを行ふ。但し、事件の事実査定のため、小委員會を設けることは差支へない。小委員會は、勞働委員會の請求があつたときは、二級に對し、仲裁裁定書を提出しなければならぬ。

第三十二條 仲裁をなす場合には、勞働委員會は、開保当事者又は参考人以外の者の出席を禁止することができる。

第三十三條 仲裁裁定は、書面に作成して二級を行ふ。先の書面には効力発生の期日を記さなければならぬ。

第三十四條 仲裁裁定は、勞働協約と同一の効力を有する。

第三十五條 この章の規定は、勞働争議の当事者が、双方の合意又は勞働協約に上り、別の仲裁方法によつて事件の解決を図ることを許さるものではない。

第五章 爭議行為の制限禁止等

第三十六條 工場事業場における健全保護の施設の正常な維持又は運行を障害し又はこれを妨げる行為は、争議行為としててもこれをなすこと口てしない。

第三十七條 公益事業に関する開保当事者が争議行為を行なうには、第十八條第一項が一循環至十三號の規定によつて調停の申請をなしとく申請をなし又は同項第四号の次第若しくは同項第五号の請求がなされた日た日から三十日経過した後でなければならぬ。但し、争議行為の發生中にその事業が又は係かニ須の規定によつて公益事業として指定されて、その争議行為については、この限りでない。

禁戒

第三十人條 官吏官吏、消防職員、監獄に於いて勤務する者との他國又は公共團體の職業以外の行政又は司法の事務に從事する官吏との他の者は、議行権をなすことはできぬ。

第三十九條 前二條の規定の違反があつた場合においては、その違反行為について責任のある使用者若しくはその団体、労働者の団体又はその他の者若しくはその団体はこれを一萬圓以下の罰金に處す。

前項の規定に並むものべ、法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、法人でない団体であるときは、代表者その他業務を執行する役員にこれを適用する。

一個の単議行権に關し科する罰金の額は、一萬圓を超過至二とはできない。

法人、法人でない使用者又は労働者の組合、常議団等の団体であつて解散したものに、オ一項の規定を適用するについては、その団体はなほ存續するものとみなす。

第四十條 使用者は、この法律による所労働議の調査を行はず場合にありて労働者がなした争議又は抗議もが不誠實で有りしたことに理由として、その労働者を解雇し、或は他の川に訴し不利益な取扱をすることはできない。但し、労働者と貿易の同意があつたときは、この限りでない。

第四十一條 計算の規定の過失があつた場合におけるては、その行為を行つた者は、ニ九百六百円以下の額又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 第三十九條及び前條の罰は、労働者一人會の調査主持、ニニ出席論する。

第四十三條 調停又は仲裁を行つた場合には、その公正な進行を妨げる者に對しては、調停委員会の委員長又は調停委員會の會長は、これを退場させ、出頭を求める権限に付する。

第六章 費用賃貸

第四十四條 労働委員會がなれ、オ十二條の輸送費又は第十一條オ一項但書の調停委員會の委員長に付する労働委員會による労働委員會の調停又は仲裁のため出頭を求める権限に付する。

附 則

ニの法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

労働争議調停法は、ニの法律施行の日からこれを廢止する。

労働組合法の一節を次のやうに改正する。

労働組合法第十一條中第一項を次のやうに改める。

使用者ハ労働者が労働組合ノ組合員ナルコト、労働組合ヲ結成セントシ若ハ之ニ加入セントスルコト又ハ労働組合ノ正当ナル行為ヲナルコトノ故ヲ以テ其ノ労働者ヲ解雇シ其ノ他ニ對シ不利益ナル取扱ヲ為スコトヲ得ズ